

令和6年第1回定例会

# 新郷村議会会議録

令和6年 3月 1日 開会

令和6年 3月 8日 閉会

新郷村議会

## 令和6年第1回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和5年第4回議会定例会閉会（12月4日）後）	1
会期日程	2

### 第1号（3月1日）

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	4
職務のため出席した者の氏名	5
開会の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諮問第1号及び議案第1号から議案第25号までの上程、説明	7
諮問について	13
議案第1号の採決	13
予算特別委員会の設置について	13
散会の宣告	14

### 第2号（3月6日）

議事日程	15
本日の会議に付した事件	15
出席議員	15
欠席議員	15
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	15
職務のため出席した者の氏名	16
開議の宣告	17
一般質問	17

稲葉嘉浩君	17
滝沢仁君	21
才神幸男君	24
散会の宣告	28

### 第 3 号 (3月8日)

議事日程	29
本日の会議に付した事件	30
出席議員	30
欠席議員	30
地方自治法第121条の規定による者の職氏名	30
職務のため出席した者の氏名	30
開議の宣告	32
議案第2号の質疑、討論、採決	32
議案第3号の質疑、討論、採決	32
議案第4号の質疑、討論、採決	33
議案第5号の質疑、討論、採決	34
議案第6号の質疑、討論、採決	34
議案第7号の質疑、討論、採決	35
議案第8号の質疑、討論、採決	35
議案第9号の質疑、討論、採決	36
議案第10号の質疑、討論、採決	37
議案第11号の質疑、討論、採決	38
議案第12号の質疑、討論、採決	41
議案第13号の質疑、討論、採決	42
議案第14号の質疑、討論、採決	42
議案第15号の質疑、討論、採決	43
議案第16号の質疑、討論、採決	44
議案第17号の質疑、討論、採決	44
議案第18号の質疑、討論、採決	45

議案第19号から議案第25号までの委員長報告、質疑、討論、採決	45
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
議員派遣の件について	48
委員会の閉会中の継続調査について	49
村長挨拶	49
閉会の宣告	50
署名議員	55

諸般の報告（令和5年第4回議会定例会（令和5年12月4日）後）

令和6年3月1日（金）

◎ 議決結果の報告

- 12月8日、令和5年第4回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第16条第1項、第123条第4項及び第219条第1項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- 12月20日、1月23日及び2月20日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- 2月26日、青森県町村議会議長会定期総会出席。
- 2月27日、三戸郡町村議会議長会定期総会出席。

◎ 議員派遣の報告

- 2月6日、第29回連携中枢都市圏の形成に関する講演会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和6年2月6日

場 所 南部町

目 的 第29回連携中枢都市圏の形成に関する講演会

派遣議員 横道一男、細川真理子、滝沢 仁、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩

## 会 期 日 程

### 令和6年第1回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
3 月 1 日	金	本会議	議案一括上程、提案理由説明 予算特別委員会（委員長、副委員長の互選）	午前10時 本会議後
3 月 2 日	土	休 会	議案熟考	
3 月 3 日	日	休 会	議案熟考	
3 月 4 日	月	委員会	各委員会	
3 月 5 日	火	休 会	議案熟考	
3 月 6 日	水	本会議	一般質問	午前10時
3 月 7 日	木	委員会	予算特別委員会 （一般会計・特別会計・簡易水道事業会計・下 水道事業会計）	午前10時
3 月 8 日	金	本会議	委員長報告、議案審議	午前10時

第 1 日 (3 月 1 日)

# 令和6年第1回新郷村議会定例会

令和6年3月1日（金曜日）午前10時09分開会

## 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第 2 会期の決定について
  - 日程第 3 諮問第1号、議案第1号から議案第25号まで（村長提出・提案理由説明）
  - 日程第 4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
  - 日程第 5 議案第1号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについて
  - 日程第 6 予算特別委員会の設置について
- 

## 本日の会議に付した事件

- 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 1号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 2号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 3号 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 4号 新郷村犯罪被害者等支援条例案について
- 議案第 5号 新郷村公衆浴場条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 6号 新郷村観光施設入館料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 7号 新郷村川代ものづくり学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 8号 三八視聴覚教育協議会の廃止について
- 議案第 9号 新郷村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について
- 議案第10号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 議案第11号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案について
- 議案第12号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第13号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案について



- 議案第14号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第15号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第16号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第17号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）案について
- 議案第18号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案について
- 議案第19号 令和6年度新郷村一般会計予算案について
- 議案第20号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について
- 議案第21号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について
- 議案第22号 令和6年度新郷村介護保険特別会計予算案について
- 議案第23号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について
- 議案第24号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計予算案について
- 議案第25号 令和6年度新郷村下水道事業会計予算案について

#### 出席議員（8名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君  | 2番 | 永野範英君  |
| 3番 | 才神幸男君  | 4番 | 横道一男君  |
| 5番 | 村岡和俊君  | 6番 | 滝沢仁君   |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山恵一郎君 |

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定による者の職氏名

- |       |        |                       |       |
|-------|--------|-----------------------|-------|
| 村長    | 櫻井雅洋君  | 副村長                   | 横田堅悦君 |
| 教育長   | 岡田稔君   | 総務課長                  | 横道敏克君 |
| 会計管理者 | 桜井真紀子君 | 企画商工<br>観光課長<br>兼農林課長 | 櫻臺博明君 |
| 建設課長  | 高見憲一君  | 税務課長                  | 平葎美幸君 |
| 住民課長  | 中鶴間淳子君 | 厚生課長                  | 福山徹君  |

診療所事務長 工藤勝志君 教育委員会 福山佐登志君  
総務課 会長

職務のため出席した者の氏名

議事 務局 会長 本間由美子君 主 査 福山拓史君

---

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和6年第1回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

(午前10時09分)

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、稲葉嘉浩君、永野範英君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、滝沢仁君。

○議会運営委員長（滝沢 仁君） ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から3月8日までの8日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は委員長報告のとおり本日から3月8日までの8日間と決定い

たしました。

---

◎諮問第1号及び議案第1号から議案第25号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、諮問第1号及び議案第1号から議案第25号までの諮問1件、議案25件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

令和6年第1回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和6年第1回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

さて、今年度も残すところ1か月余りとなりました。議員の皆様には行政運営に特段のご指導、ご協力を賜り、誠にありがとうございました。職員におかれましては、コロナ感染症が5類に引き下げられたことによって、以前と同等の行事を開催し、村の活力や融和、親睦に寄与し、来場者のにぎわいを取り戻したかのように感じられました。心から感謝するものであります。

計画しております事業も順調に推移しており、次年度の財源となるよう歳出節減を意識し、業務遂行に邁進しているところであります。

令和5年度を振り返ってみますと、依然として自然災害が多い年であったと思っております。元日に発生した能登半島大地震は、東日本大震災に匹敵する激甚災害となり、家屋の倒壊や山腹崩落で多くの方が犠牲となり、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、度重なる余震におびえながら不自由な避難生活を余儀なくされております方々に、衷心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い日常生活が取り戻せることを願うものであります。

当村では、人災や生活に影響を及ぼすような自然災害はありませんが、世界情勢により燃料、飼料、資材、物価等が高騰し、農業経営や企業経営、住民の家計を圧迫し、生活に支障を来しております。さらに、鳥獣被害も多く見受けられ、対策や支援策を講じてきたものの、村の財政を鑑みると十分と言えないが、少しでも経費負担になればと思っております。

そういった背景での6年度も、農林畜産業の推進を第一に、ワクチン接種費助成、環境基盤

整備と移住・定住の促進、学校教育の充実と観光資源を有効活用し、誘客促進、特産品の開発などに重点を置き、財政健全化に符号した財政運営に努め、未来に残る村づくりを目指したいと思っております。

令和6年は、60年に一度のきのえたつ・昇竜で最高の年と言われており、高い目標を持って、議員皆様と共に村発展のため協力をし、歩んでまいりたいと思っておりますので、なお一層のご理解をよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました諮問1件、議案25件についてご説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員の任期が令和6年6月30日をもって満了するので、後任の委員候補者の推薦について、意見を求めるため提案するものであります。

議案第1号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和6年3月8日をもって満了するので、後任の委員の選任について、議会の同意を求めるため提案するものであります。

議案第2号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案については、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を実施するため提案するものであります。

議案第3号 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案については、公職選挙法の一部改正に伴い、新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担額等を改正するため提案するものであります。

議案第4号 新郷村犯罪被害者等支援条例案については、犯罪被害者等の支援等について、基本理念及び支援の基本的な事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため提案するものであります。

議案第5号 新郷村公衆浴場条例の一部を改正する条例案については、新郷村公衆浴場の利用料を改正するため提案するものであります。

議案第6号 新郷村観光施設入館料徴収条例の一部を改正する条例案については、新郷村観光施設入館料を改正するため提案するものであります。

議案第7号 新郷村川代ものづくり学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案については、川代ものづくり学校の使用料について、規則の改定に伴い、条例を整備するため提案するものであります。

議案第8号 三八視聴覚教育協議会の廃止については、令和6年3月31日をもって三八視

聴覚教育協議会を廃止することについて、地方自治法第252条の6において、その例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第9号 新郷村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案については、社会教育委員の委嘱基準等が改正されたことに伴い、本条例の一部について改正が必要となったため提案するものであります。

議案第10号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案については、介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第13号）が令和6年4月1日から施行になることに伴い、新郷村介護保険条例の一部を改正する必要が生じたため提案するものであります。

議案第11号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,312万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,274万円といたしました。

歳入の主なる内容は、10款地方交付税、普通交付税で1,949万3千円、17款寄附金、ふるさと納税寄附金で3,892万円をそれぞれ追加し、14款国庫支出金で871万6千円、15款県支出金で1,704万3千円、18款繰入金で9,290万4千円をそれぞれ減額しております。

歳出の主なる内容は、2款総務費、1項総務管理費でいきいき新郷むらづくり基金3,608万5千円、2項徴税費で村税還付金等318万円をそれぞれ追加しております。

6款農林水産業費、3項農林開発費で中山間地域総合整備事業負担金811万4千円を追加しております。

8款土木費、2項道路橋梁費で道路台帳作成業務委託料784万円、修繕費165万円を追加しております。

10款教育費、4項奨学金で教育振興基金127万円を追加しております。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧事業費で工事請負費100万円を追加しております。

以上が令和5年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案の概要でございます。

議案第12号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,618万6千円といたしました。

議案第13号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,193万5千円といたしました。

議案第14号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,123万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,685万9千円といたしました。

議案第15号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ455万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,510万6千円といたしました。

議案第16号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,946万5千円といたしました。

議案第17号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ789万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,209万円といたしました。

議案第18号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案についてありますが、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、歳出予算の款内を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,686万7千円といたしました。

議案第19号 令和6年度新郷村一般会計予算案についてありますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7,230万円といたしました。前年度と比較して1億7,130万円、6.8%の増となっております。

歳入の主なる内容は、1款村税2億6,583万8千円、2款地方譲与税5,982万6千円、7款地方消費税交付金5,000万円、10款地方交付税14億円としております。

13款使用料及び手数料3,470万8千円、新郷温泉館入浴料、定住促進及び村営住宅の使用料が主なものでございます。

14款国庫支出金1億4,368万7千円、施設型給付費国庫負担金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、国民年金事務費交付金が主なものでございます。

15款県支出金1億4,021万1千円、障害者自立支援等給付費、中山間地域等直接支払交付金事業補助金、県民税徴収費が主なものでございます。

18款繰入金2億8,862万9千円、いきいき新郷むらづくり基金、減債基金、財政調整

基金が主なものでございます。

20款諸収入8,016万8千円、森林整備センター受託事業収入、原子力施設立地振興対策事業助成金、デジタル基盤改革支援補助金が主なものでございます。

21款村債1億2,310万円、ふるさと新郷中山間地域総合整備事業債、水槽付消防ポンプ自動車整備事業債が主なものでございます。

次に、歳出の主なる内容は、2款総務費では、庁舎電気設備改修工事費3,300万円、新郷村議会議員一般選挙費で2,209万4千円、路線バス等運行業務委託料で1,706万3千円、物価高騰対策に係る各種給付金で1,656万円、共同受信設備更新工事費で2,713万7千円、地域おこし協力隊推進事業費で1,540万円が主なもので、その額を5億5,427万1千円としております。

3款民生費では、村社会福祉協議会補助金785万4千円、介護保険特別会計繰出金9,899万3千円、国民健康保険特別会計繰出金4,147万6千円、後期高齢者医療特別会計繰出金6,380万6千円、施設型給付費7,404万9千円が主なもので、その額を4億8,780万3千円としております。

4款衛生費では、診療所特別会計繰出金4,058万9千円、インフルエンザ等予防接種委託料1,202万円、十和田地域広域事務組合負担金2,002万9千円、簡易水道事業会計補助金4,173万8千円が主なもので、その額を1億8,580万円としております。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払事業交付金5,008万9千円、有害鳥獣対策に係る各種補助金等296万4千円、農道等工事請負費2,100万円、中山間地域総合整備事業負担金1,740万円、農業集落排水事業補助金1,445万円が主なもので、その額を3億351万6千円としております。

7款商工費では、間木ノ平グリーンパーク指定管理料4,250万円、トイレ棟改修工事等1,200万円、加工場内冷凍庫増設工事360万円、温泉事業管理運営費7,272万3千円が主なもので、その額を1億6,926万7千円としております。

8款土木費では、特定環境保全公共下水道事業補助金8,123万6千円、道路維持事業工事請負費800万円、測量設計委託料等2,000万円、道路改良事業工事請負費900万円、除雪対策費1,520万5千円が主なもので、その額を2億3,113万8千円としております。

9款消防費では、消防団員報酬及び出動報酬1,670万円、水槽付消防ポンプ自動車購入等6,200万円、八戸地域広域事務組合負担金8,167万1千円が主なもので、その額を



1億8,056万9千円としております。

10款教育費では、特別支援教育支援員配置事業2,115万2千円、小中学校端末更新事業1,163万7千円、学校給食費1,703万8千円が主なもので、その額を2億426万3千円としております。

12款公債費では、元金2億9,000万円、利子750万円で、その額を2億9,750万円としております。

13款予備費には、300万円を計上しております。

以上が令和6年度新郷村一般会計予算案の概要でございます。

議案第20号 令和6年度新郷村国民健康保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億7,630万円といたしました。前年度と比較して4,047万7千円、12.1%の増となっております。

議案第21号 令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,363万2千円といたしました。前年度と比較して907万5千円、10.7%の増となっております。

議案第22号 令和6年度新郷村介護保険特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億832万2千円といたしました。前年度と比較して629万2千円、1.2%の減となっております。

議案第23号 令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案についてであります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ9,885万9千円といたしました。前年度と比較して73万円、0.7%の減となっております。

議案第24号 令和6年度新郷村簡易水道事業会計予算案についてであります。収益的収入及び支出の予定額は収益的収入支出それぞれ1億177万3千円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入で1,324万円、資本的支出で3,131万1千円とし、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を4,173万8千円といたしました。

議案第25号 令和6年度新郷村下水道事業会計予算案についてであります。収益的収入及び支出の予定額は収益的収入支出それぞれ1億8,076万5千円、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入で5,325万9千円、資本的支出で9,380万2千円とし、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を9,568万6千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数字等の読み違いについては、議長において訂正願いたいと思います。

---

◎諮問について

○議長（横道一男君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

ここで暫時休憩します。

（午前10時42分）

---

○議長（横道一男君） 休憩を解き会議を開きます。

（午前10時43分）

---

○議長（横道一男君） お諮りいたします。

本件はお手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号はお手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

---

◎議案第1号の採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第1号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 新郷村監査委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

◎予算特別委員会の設置について

○議長（横道一男君） 日程第6、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま提案されております議案第19号から議案第25号までの7件は、令和6年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案、簡易水道事業会計予算案、下水道事業会計予算案であります。

この当初予算案を審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第25号までを審議するため、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選についての委員会を開催するため、口頭をもって予算特別委員会を招集いたします。

本会議終了後、直ちに会議室において予算特別委員会を開きます。ご了承願います。

---

#### ◎散会の宣告

○議長(横道一男君) 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る3月6日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時47分)

第 2 日 (3 月 6 日)

# 令和6年第1回新郷村議会定例会

令和6年3月6日（水曜日）午前10時01分開議

## 議事日程（第2号）

- 日程第 1 一般質問  
稲葉嘉浩君  
滝沢 仁君  
才神幸男君

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

## 出席議員（8名）

- |    |        |    |         |
|----|--------|----|---------|
| 1番 | 稲葉嘉浩君  | 2番 | 永野範英君   |
| 3番 | 才神幸男君  | 4番 | 横道一男君   |
| 5番 | 村岡和俊君  | 6番 | 滝沢 仁君   |
| 7番 | 細川真理子君 | 8番 | 福山 恵一郎君 |

## 欠席議員（なし）

## 地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長	櫻井雅洋君	副 村 長	横田堅悦君
教 育 長	岡田 稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工課長 兼観光課長 兼農林課長	櫻 基博明君
建設課長	高見憲一君	税務課長	平 菫美幸君
住民課長	中鶴間 淳子君	厚生課長	福山 徹君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山 佐登志君

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長      本 間 由 美 子 君      主 査 福 山 拓 史 君

---

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

---

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第1、一般質問を行います。

---

◇ 稲葉嘉浩君

○議長（横道一男君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番、稲葉嘉浩君。

○1番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

新郷村のDX（デジタルトランスフォーメーション）化への取組についてお聞きいたします。

令和2年12月、政府によるデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、令和4年6月、デジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定されました。

また、青森県においても、県庁のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進課により青森県DX推進プランを策定することとし、その策定委員会を設置して、検討を始めました。そして、先月、2月29日、県は、策定した今後5年間のDX推進プランを公表し、宮下知事は、「青森県はDXでもっとおもしろくなる」を基本理念に掲げ、市町村や民間企業等とも連携しながらDXを推進していくと述べています。

そこで、以下のとおり質問いたします。

1、新郷村のDX化に対する村長の認識は。

2、新郷村のDX化の現状は。現在、どのような取組をしているのか。

3、従来のアナログな手続や業務をデジタル化することで、情報の共有や事務処理の効率化が進み、行政の効率性や住民へのサービス向上、経費削減など、今以上のよりよい行政サービスにつながると思うが、今後、どのような方法で、どのようなスケジュールで新郷村のDX化を推進するのか。

以上の質問にお答えください。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） おはようございます。

それでは、1番、稲葉議員の新郷村のDX化についてのご質問にお答えします。

まず初めに、新郷村のDX化に対する認識なんですが、デジタルを現場に導入することで業務効率化が進み、職員の働き方改革につながることで、そしてまた、それにより住民へのサービスが向上するなど、様々なメリットがある一方、デメリットもあるものと認識しております。

新郷村のDX化の現状ですが、現在、役場では、住民票や戸籍、税務システムなど、各課で導入業者がばらばらであるため、標準化に向けて洗い出しをし、一元化できないか検討している最中でございます。

今後の取組といたしましては、DX化の推進のために、デジタル田園都市国家構想交付金という国の事業に申請し、住民票と各種証明書のコンビニ交付、新郷村公式LINEの構築及びWi-Fi整備、小中学校タブレット更新事業を進めていく計画でございます。

また、4月から地域おこし協力隊を採用する予定ですが、そのうち1名の方にDXを担当してもらい、今後のDX化に向けて、目指すべき方向性、また、そのための取組方法等について検討してもらおうということで考えております。

以上、稲葉議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 改めまして、DX、デジタルトランスフォーメーション化とはどういうことかといいますと、メールやチャット、SNSといったコミュニケーションツールなど、インターネットを活用した情報共有を実現する技術、いわゆるITCの浸透により、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることであります。

先ほど村長が述べました、今後、コンビニでの住民票や様々な書類を購入できるようにしたいというふうな話ありましたけれども、3月1日、南部町は、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスを開始しました。対象店舗は、町内のスーパーやマルチコピー機のある全国のコンビニ等です。さらに、階上町は、4日、マイナンバーカードを使って町役場で各証明書の申請ができるシステムの運用開始し、利用者がコンビニで証明書を受けるサービスもスタートしました。今述べた2件は、住民サービスのデジタル化の例です。

我が新郷村では、先日、新郷村議会で、昨年、行政に先んじて、議会のデジタル化に向け、議会でのタブレット導入を、全議員の賛同を得て推進し、議員による他町村議会の視察研修や



勉強会の実施、デジタル推進委員を選出しての検討を重ねてまいりました。そのことは村長も承知していることと思います。その際、タブレット導入についてのメリット、デメリットは村長のほうも認識していただいたものと思います。

新郷村が推進すべきDX化には何があると思うのか。私は、DX化の取組は、自治体によって内容もスピード感も違います。とにかく、このDX化の波に新郷村が乗り遅れないようにしなければなりません。新郷村のDX化への取組は、他の自治体に比べ、後ろ向きのように感じています。新郷村は、基幹産業である農林畜産業に対し、ICTをフルに活用したスマート農業の取組が必要であると思います。

そこで、改めて村長にお伺いします。

新郷村の、新郷村議会がタブレット導入について予算化を求めたところ、それがなぜ反映されなかったのか、理由をお伺いしたいと思います。

また、新郷村のDX化が進まない、遅れている理由は何だと思えますか。それをどのように解決していくかお答えください。

○議長（横道一男君） 稲葉君、この要旨の中に今の質問事項が、ちょっと内容的には不足していると思うのだが、これには、ちょっと要旨、説明が、明細がはっきりしていないものだから、今、タブレットの問題を今言ったんだけど……。

○1番（稲葉嘉浩君） じゃ、タブレットはよろしいです。

○議長（横道一男君） よろしいか。

○1番（稲葉嘉浩君） はい、タブレットについては今よろしいですから。

○議長（横道一男君） いやいや、どうぞ。

○1番（稲葉嘉浩君） 新郷村のDX化には何ができると思うのか、何を進めていきたいと思うのかお聞きしたい。

○議長（横道一男君） そういうことですか。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） デジタル化というのは、新郷村にとって、あくまでも住民サービスが基本だと思っています。その住民サービスするためにはどうするかということこれから検討していかなければならないというお答えしておりますので、今すぐ、何が足りない。例えば農業についても、スマート農業ということで、今黒毛和種等々についてのICTを使った取組をしているところでございますし、また、いろんなところで、事業においても各課においても、システム等構築しながら、住民サービスをモットーとして進めているところでございます。あ

くまでも、デジタル化というのは住民サービスが基本なんだよということ、いうことに私は尽きると思います。

以上です。

○議長（横道一男君） 1番。

○1番（稲葉嘉浩君） 今おっしゃったとおり、住民に対するサービスが一番、原則、大事だと思います。

政府のほうも、2月21日、デジタル行政改革会議を開催して、岸田首相が、デジタルを最大限活用して公共サービスを維持、強化し、社会改革を進めることが極めて重要だと述べています。

県のほうでも、今回策定された県のDXプランでも、宮下知事は、来年度から5年間にわたり、産業、教育、防災の3つのDXに重点的に取り組むということを述べておりますが、そんな中、2月26日、青森県町村会において、24年度事業計画案や一般会計予算案の議案の承認とともに、先ほど村長が言いましたデジタル田園都市国家構想交付金の拡充を求める決議が採決されております。また、同日、青森県町村議会議長会でも、デジタル化のさらなる推進が満場一致で採決されました。

国や県、さらに青森県町村会や青森県町村議会議長会もDX化推進に向けた様々な取組をしています。

国が令和2年12月25日に作成した自治体DX推進計画において、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やIC等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが自治体に求められています。

また、令和3年7月に同じく国が示した自治体DX全体手順書において、全体方針は広く自治体内で共有されるべきだとされました。

国のデジタルDX推進計画の計画期間は、令和3年1月から令和8年3月になっております。

そこで、お伺いします。

庁内の認識共有を行い、新郷村の自治体DXを推進し、住民サービスの向上や業務効率化を図るために、新郷村に合った内容や方法を定める自治体DX推進方針の策定が必要だと思いますが、新郷村自治体DX推進方針の策定を考えているのか、いつまでに策定するのかお答えください。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） デジタル化の推進については、先ほど話ししましたように、4月から、専門の、デジタルをやってきた方が、地域おこし協力隊ということで当村に入ることになりましたので、その方と一緒に検討しながら進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（横道一男君） ということであります。稲葉君、よろしいですか。

以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

---

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（横道一男君） 次に、滝沢仁君の発言を許します。

6番、滝沢仁君。

○6番（滝沢 仁君） おはようございます。

議長のお許しが出たので、壇上より一般質問をさせていただきます。

その前に、まず、私ごとであります。先日、青森県町村議会議長会から在籍11年の表彰を受けました。浅学非才の身にありながらこのような表彰を受けたことは、ひとえに皆様のご指導のたまものと思っており、感謝申し上げます。また、今後も、村勢発展のため、微力ではございますが、全力を尽くす所存でありますので、よろしく願いいたします。

さて、今回の一般質問ですが、子育て、教育支援について伺います。

当村の小中学校給食費無償化は、私自身、深い思い入れがあります。といたしますのは、私が議員になりたてのころ、当時の須藤村長との話合いの中で、私が小中学校の給食費を無償化しはどうかと提案したところ、須藤村長は、それはいいと、近づいていた自身の村長選の公約にしてもいいかと言われ、私は、すぐさま、いいですよと二つ返事をしたことを思い出されます。その結果、須藤村長は再選し、公約どおり、県内の自治体で初めて、小中学校給食費の無料化を平成25年に成し遂げ、子育て世代の方々や村民から大変喜ばれ、当時はマスコミに大々的に取り上げられていました。

また、宮下知事の青森新時代の重点的な施策の小中学校の給食費無償化事業が県の当初予算の目玉になっており、連日、新聞、テレビ等で報道されています。

以上のことを踏まえ、通告に従い、質問に入らせていただきます。

青森県は、県内の小中学校の給食費無料化に向け、市町村に財源を配るとしてあります。また、既に給食費を無償している市町村にも配り、浮いた予算を別の子育ての経費の無償化に活用してもらおうとしているが、どのように活用するのか、教育長からお伺いいたします。

なお、再質問は自席で行わせていただきます。

○議長（横道一男君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 稔君） おはようございます。

6番、滝沢議員の質問にお答えいたします。

先般、宮下県知事の改革として打ち出された県内全小中学校の給食無償化についてですが、10月から開始するという点あたりは分かりますけれども、詳細については、まだはっきり確定しておりません。というのも、青森県健康福祉部こどもみらい課から文書が出ておりますけれども、各市町村子供・子育て支援担当課宛て文書によりますと、3月26日に学校給食無償化等子育て支援市町村交付金に係る市町村説明会が開催するとあります。この説明会によって県の方針がはっきり確定するものと考えられます。

現在のところ、そういうふうには、県の市町村の、県の方針の詳細が確定していませんので、予算的なもの、それから、どのように活用していくかという滝沢議員のご質問には、現在の時点では、はっきりお答えすることはできかねます。

新聞紙上等で、給食無償化を既に実施している市町村と実施していない市町村との不公平感があるとの報道もありましたが、これについても、先ほど申し上げましたとおり、3月26日の県からの説明で方針がはっきりしてまいりますので、そこから検討していきたいというふうを考えております。

また、この事業の県の担当部署が県健康福祉部こどもみらい課であり、宛先が各市町村子供支援担当課であることから、今後の方針については、村長の考えを聞きながら、本村の子供支援担当課である住民課、厚生課と十分な協議を重ねて、今後の実施に向けて対処したいというふうを考えております。

以上で滝沢議員の答弁を終わります。

○議長（横道一男君） 6番。

○6番（滝沢 仁君） 宮下知事は、A-Tubeや記者会見で、今年度は、先ほど教育長の答弁にもありました、今年度は10月から始めるとし、交付金は、小中学生の人数掛ける5年度給食費の平均単価、小学生280円、中学生380円で算定し、今年度、新郷村では253万3千円、これは10月から3月まで、来年度は506万5千円としています。

この交付金は、新郷村では給食費に活用することはできません。また、既存の事業にも使えません。既存の事業に見立てることを認めると、それによって浮いた予算を子育て支援以外に使われる可能性を指摘しておりました。なので、子育て支援事業に8割交付する。また、これ

も、仮に10割交付すると県の事業、県の政策になると、しっかりと発信しております。これに対して教育長はどう考えるのか、もう一度お聞きします。

また、これは、私は特別なことをして情報を仕入れたわけではありません。先ほどの稲葉議員のデジタル化まではいかなくても、十分、情報は仕入れられます。これぐらいの情報は村長にも届いているはずだと思いますが、村長は教育長との情報の共有はできているのか、県の子育て支援事業をどう捉えているのか、村長からもお聞きいたします。

○議長（横道一男君） 教育長。

○教育長（岡田 稔君） まず、共有はできているものと考え……

（「村長から聞いたものだ。村長から共有できているのかと聞いている」  
の声あり）

○教育長（岡田 稔君） 分かりました。

じゃ、教育長として、先ほどの、どういうふうを考えているのかということなんですけれども、学校給食ということを考えますと、学校給食は子供たち全員に関わるものだと考えております。なので、もしも先ほどの滝沢議員のものが確定するということになりましたら、学校教育という考え方でいくと、子供たち全員に関わるものとして教材の無償化というのがあるのかなというふうには考えております。これは小学校1年生から中学校3年生まで全員に関わるものですから、それに充てるのが妥当かなというふうに現在のところ考えております。

以上です。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 先ほどの質問なんですけど、教育長とはある程度のことは話はしておりますが、しかし、具体的なものは新聞等で知り得た知識、例えば先ほど教育長の話がありましたように、例えば、私は、県の子供の学校給食無償化、それであれば、それに特化した予算でいいのかなと。何で、それを無料化している町村には、それは駄目ですよ。違う事業をやりなさいよ。なおかつ、今、新聞等で報道されているように、給食以外の支援をする、子育て支援ということになると8割しか来ないんだよと。じゃ、あとの2割はまた単独費でやっていかなければならないだろう。やっていない自治体に対して100%来て、やっている自治体に対して80%しか来ないというのはやはり不公平感がある。その辺も、今月の8日の日、知事とLINE、ワークラインすることで、最終日の会議の9時からやるということですので、その辺も知事といろいろお話ししながら、本当の知事の考えというのはどういうふうな考えなのかということをお聞きしたいなと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢君。

○6番（滝沢 仁君） 教育長の考え、また村長の考え、しっかり伺いました。

まず、知事とも、LINE WORKSという手段を使って、いろいろ、40市町村長、首長の方々がいろいろ話せるようにはなっているというのは聞いております。やっぱり、しっかりと知事と連携を取って進めてもらいたいと思いますが、村長は、今定例会の提案説明の中で、未来に残る村づくりを目指していきたいと言っていました。この子育て支援事業こそ、アイデア次第では、県からの新郷村への最高のプレゼントになるものと思っております。なので、他町村の動向を見てではなく、他町村に先駆けてインパクトのある事業をすることを注文して、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（横道一男君） 6番、滝沢仁君の質問質疑は既に3回になりましたので、会議規則…

…  
（「2回です」の声あり）

○議長（横道一男君） 2回。今2回だったか。

（「2回です。終了します」の声あり）

○議長（横道一男君） 会議規則第55条の規定によって発言を終了します。ご苦労さまでした。

---

#### ◇ 才 神 幸 男 君

○議長（横道一男君） 次に、才神幸男君の発言を許します。

3番、才神幸男君。

○3番（才神幸男君） おはようございます。

質問に入る前に、今年の元旦に発生した石川県能登半島地震で亡くなられた方、また、災害を受けた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、一日も早い復興、日常生活ができることを願うものであります。

それでは、先ほど議長から質問のお許しがありましたので、質問させていただきます。

1番、件名、防火診断について。

要旨、防火診断の見直し及び防火器具の設置状況について。

明細、村では、長年にわたり、火災予防運動週間に、全戸数を対象に防火診断を実施し、村

の火災予防に努力してきたわけですが、しかし、村は高齢化が進み、体が不自由で歩行困難等の高齢者が多く、有事の際、防火器具の取扱いがしっかりとできず、対応できない人も多くいると思われまふ。それに対して、診断の内容は数年前と変わりなく、同じような内容で実施している状況です。

村長に次の2点をお聞きします。

1点目、今後も防火診断を継続していく考えなのか。継続していくなら、診断内容を見直す考えがあるのか。

2点目、一般家庭で設置義務がある防火器具の設置状況はどうなのか。

以上、村長の考えを伺いたい。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 次に、3番、才神議員の防火診断についてのご質問にお答えします。

防火診断は、住宅火災による被害の軽減を図ることを目的に、火器の取扱いが増える時期を前に、村消防団と五戸消防署西分遣所が自主的に行っているものであり、村民の安全・安心に大きく寄与しているもので、団員及び署員には感謝申し上げる次第でございます。

診断は、各家庭を訪問し、住宅用火災警報器、消火器、ガス漏れ警報器の設置の有無の確認のほか、ガス器具のゴムホースの破損や劣化、タコ足配線、ホームタンクの固定の状況等を確認し、各家庭の実情に合わせて指導や助言を行っていると聞いております。

ご質問の1点目、今後も防火診断を継続していく考えなのかについては、村民の生命及び財産を守るため、また防火意識啓蒙のために、引き続き実施していただきたいと考えております。

なお、診断の内容を見直す考えがあるかということですが、防火診断の実施に当たっては、消防団と西分遣所において、住宅火災を出さない、万が一発生したとしても、被害を最小限に抑えることを念頭に実施しておりますので、村当局から内容について言及することは考えておりません。

2点目、一般家庭における設置義務がある防火器具の設置状況でございますが、法令により設置が義務づけられている防火機器は住宅用火災警報器であります。が、昨年の調査では、設置率が99.4%となっております。未設置であった5世帯には、早急な設置を指導しております。

以上、才神議員の答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（才神幸男君） ただいまの村長の答弁には、まず、これからも実施していく考え、村民の生命、財産を守るということにつながるという考えれば、継続していくべきではないかと私も思っております。

この防火診断は、八戸広域圏内で実施している消防団はないと記憶しております。

私は、防火診断、同じような内容で、内容を実施してきたので、少しマンネリ化しているように感じます。

住民からこんな声が聞かれました。消防団の人が防火診断で、消火器ありますか。警報器ありますか。毎年同じことを聞いている。何を調査しているのか。要するに、村民の人が言っていることは、消火器設置、今年来れば、その家庭で設置しているの分かっているわけです。それも、また同じ内容で消火器がきちんとありますかと来る。今言ったように、何をやっているの、何を調査しているのと聞かれたこともあります。調査が終われば、自分が、その家庭の人が聞きたくても、もう、すぐ帰ってしまう団員もいると。住民とのコミュニケーションが全然取れていないと。同じ、私も職員として耳が痛い思いはしました。

村では、まだ自宅、作業小屋で薪ストーブを使用している人が多く見られます。また、家庭で使用しているガスコンロ、ファンヒーターは、温度感知、または耐震装置が取り付けられ、安全になりましたが、それらを多くの高齢者が使用しているということをまず忘れないでほしいと思います。

先ほど村長は、村の状況を見て、見直すところがあれば見直す。今は見直しを考えていないと。この防火診断を防火指導に変える考えはないのか村長に伺いたい。

それから、先ほどの設置状況ですが、設置状況が99%、すごく設置率が高い。大変いいことだと思いますが、この感知器等は10年耐用で、そのたび、不良なら不良に、設置している用具が交換しなきゃならない。その辺の指導、家庭に対してのどのような対応を考えているのか。これは、統計的に見ても、課長のほうがいいと思う。総務課長のほうがいいと思いますが、これ、2点お願いします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） マンネリ化している防火診断だという指摘をされましたけれども、先ほども言いましたように、消防団と西分遣所が独自にやった内容で、村として、それに対して、こうやりなさい、ああやりなさいよということまでは今までやってこなかったわけです。

ただ、住民からそういうふうな指摘が受けられ、聞いているということになれば、今度、消防団に対して、こういう話がありますよということを伝えながら、できるだけ住民に添った対



応をしていただきたいという要請はしていきたいなど、そうっております。

以上です。

○議長（横道一男君） 総務課長。

○総務課長（横道敏克君） 才神議員の質問にお答えいたします。

住宅用火災警報器の使用期限が10年間というのは、そうっておりますけれども、設置が義務づけられましたのが平成20年でありまして、平成30年のあたりに交換時期を迎えたわけですけれども、その際には、電池の寿命が10年ですよという周知を広報紙またはチラシ等で配布したと考えております。

以上です。

○議長（横道一男君） 3番。

○3番（才神幸男君） 耐用年数が10年、だから、設置率99%、他町村では考えられない設置率だと思いますが、その耐用年数が10年来ても確認できない高齢者がいっぱいいると思います。だから、そういう診断に行ったとき、やはりその辺を話しして、指導していくべきではないかと思います。

高いところ、天井につけて、老人にそれを調査、確認してくださいと言っても、できないんですよね。だから、ものによっては、ひもで下がって、ちょっと手を伸ばせば届くような、そういう感知器もあると思います。あります。私のうちが、そのひもが下がって届く、確認できるような警報器ですから、やっぱりその辺を、各診断に回って歩いたとき、どういう感知器か聞いて、いや、こういう感知器もあるよ。そういう指導というの、今までは全然やってないみたいです。だから、そういう一つを考えれば、そういうのを指導して、高いところじゃなくて低いところになったとすれば、楽になったという、そういう声も聞かれないしね。

だから、消火器にしても、10型、今までは10型、10型って、重い消火器を奨励するような感じでいましたけれども、今の高齢者の人たち、その消火器を持ってないんです。だから、その辺も、一回り小さい6型とかと、そういう消火器を指導するのも一つじゃないか、そう考えます。

だから、村の現状を考えれば、まだまだ、今言ったように高齢者が多い。そういう人に対する指導はまだまだ足りないと思います。だから、これを、やっぱり老人が多いんだと、そういう考えの下で今後も十分やっていきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（横道一男君） 以上で、才神幸男君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る8日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時42分)

第 3 日 (3 月 8 日)

## 令和6年第1回新郷村議会定例会

令和6年3月8日（金曜日）午前10時01分開議

### 議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 2号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 2 議案第 3号 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 4号 新郷村犯罪被害者等支援条例案について
- 日程第 4 議案第 5号 新郷村公衆浴場条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 6号 新郷村観光施設入館料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 7号 新郷村川代ものづくり学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 8号 三八視聴覚教育協議会の廃止について
- 日程第 8 議案第 9号 新郷村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第10号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第10 議案第11号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案について
- 日程第11 議案第12号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 日程第12 議案第13号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第13 議案第14号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案について
- 日程第14 議案第15号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第15 議案第16号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案について
- 日程第16 議案第17号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）案について

日程第17 議案第18号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
案について

日程第18 議案第19号から議案第25号まで（予算特別委員長報告）

日程第19 議案第26号 発議第1号 新郷村議会議員の請負の状況の公表に関する条例案  
について

日程第20 議員派遣の件について

日程第21 委員会の閉会中の継続調査について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

### 出席議員（8名）

1番	稲葉嘉浩君	2番	永野範英君
3番	才神幸男君	4番	横道一男君
5番	村岡和俊君	6番	滝沢仁君
7番	細川真理子君	8番	福山恵一郎君

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	櫻井雅洋君	副村長	横田堅悦君
教育長	岡田稔君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	桜井真紀子君	企画商工課長 観光課長 兼農林課長	櫻基博明君
建設課長	高見憲一君	税務課長	平葭美幸君
住民課長	中鶴間淳子君	厚生課長	福山徹君
診療所事務長	工藤勝志君	教育委員会 総務課長	福山佐登志君

### 職務のため出席した者の氏名

議事 務局 会長

本 間 由美子 君

主

査

福 山 拓 史 君

---

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時01分）

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第1、議案第2号 新郷村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第2、議案第3号 新郷村議会議員及び新郷村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第3、議案第4号 新郷村犯罪被害者等支援条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第4、議案第5号 新郷村公衆浴場条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第5、議案第6号 新郷村観光施設入館料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第6、議案第7号 新郷村川代ものづくり学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第7、議案第8号 三八視聴覚教育協議会の廃止についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第8、議案第9号 新郷村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第9、議案第10号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

（「議長、動議。休憩動議。休憩をお願いします」の声あり）

○議長（横道一男君） 今の10号。

（「日程10の手前で休憩動議」の声あり）

○議長（横道一男君） 10号の手前。10号は可決したんだよ。

（「日程10だ。議案11号の手前で」の声あり）

○議長（横道一男君） 11号の手前だべ。

（「議案11号の手前で休憩動議」の声あり）

○議長（横道一男君） 今、動議が出ましたので、動議に賛成するかどうか採決します。

（発言する者あり）

○議長（横道一男君） じゃ、動議を認めまして、じゃ暫時休憩します。

（午前10時10分）

---

○議長（横道一男君） じゃ、休憩を解いて会議を再開します。

（午前10時15分）

---

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第10、議案第11号 令和5年度新郷村一般会計補正予算（第6号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、稲葉議員。

○1番（稲葉嘉浩君） 令和5年度新郷村一般会計補正予算案の内容について質問いたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、ページでいうと20ページですけども、27節繰出金についてです。

介護保険特別会計1、038万2千円の繰出金がありますけれども、この内容について教えてください。

○議長（横道一男君） 厚生課長。

○厚生課長（福山 徹君） 稲葉議員の質問にお答えいたします。

当初見込んだ予算があるんですけども、今年度、介護認定者の施設入所やヘルパー利用などの介護給付費の歳出が減になったため、一般繰入れを少なくいたしました。

以上です。

○議長（横道一男君） 1番、稲葉議員。

○1番（稲葉嘉浩君） 昨日の予算特別委員会で質問ありましたがけれども、後期高齢者医療特別会計のほうについてでしたけれども、この今の介護保険特別会計の繰出金について対策はしているのでしょうか。

○議長（横道一男君） 厚生課長。

○厚生課長（福山 徹君） 稲葉議員の質問にお答えします。

まず、事業の内容等になるんですけども、厚生課では、今後支払う医療費をまず抑える目的もありますが、村民が健康で長生きできるように様々な事業を行っております。健康教室や乳幼児健診・指導、予防接種や各種健診等、また、健診では、健診結果を基に大きな病気にならないようにきめ細やかな指導をしています。そういう繰り返しを行いながら、今後の医療費や介護保険等が膨らまないようにしております。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） 6款農林水産業費、1項の5目18節、25ページになります。農地利用効率化等支援交付金、マイナスの867万4千円とあります。財源を見ますと国・県支出金で同額であります。これはどういうことなのか説明をお願いします。

そして、その下、林業費になります。有害鳥獣捕獲報償金18万とあって、その一番下、鳥獣被害防除対策事業費補助金がマイナスの18万、これ同額になっております。これの説明もお願いします。

そして、8款土木費、2項1目、報償費、村道清掃報償費、これマイナスの133万9千円となっています。ここ3点、説明をお願いいたします。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○企画商工観光課長兼農林課長（櫻墓博明君） 滝沢議員の質問にお答えします。

まず、農地利用効率化等支援交付金ですが、こちらの事業内容は、将来にわたって持続的に利用すると見込まれる経営体、主に農業生産法人が当たります、こちらが必要な農業機械、施設を導入し、そのことにより生産の効率化や農地の集積、雇用拡大に努めるという事業内容であります。

こちらの事業を進めるに当たりまして、県のほうには様々な採択要件がありまして、当該法人のほうでその要件を満たせなかったということで、最終的には不採択となりました。よって、補助金を使うことがなくなりましたので、今回減額するものであります。

続きまして、有害鳥獣駆除ですけれども、こちらのほうは9月補正のときに有害鳥獣の対策としまして捕獲報償金を熊、鹿、イノシシの大動物を20頭で見込みました。現在、既に20頭の捕獲報告がありまして、まだ3月若干残っておりますので、今後も増える見込みがあるということで、12頭分を今回補正で追加しました。

もう一つ、有害鳥獣被害対策費補助金のほうですけれども、こちらは農家サイドのほうへの補助金でして、電気柵とかの購入費に対する補助金なんですけれども、9月補正で計上しましたが、時期が遅過ぎたせいか、8件分で50万円の予算を取ったんですけれども、現在の実績で4件、18万ちょっとになっております。今もう冬場でして、今後増える見込みがないということで、先ほどの18万円の財源補填のために、こちらのほうの減額をしたということになります。

以上であります。

○議長（横道一男君） 建設課長。

○建設課長（高見憲一君） 私からは、村道の清掃報償費についてご説明いたします。

これは生活支援対策事業に充てる報償費でございまして、令和5年度、本年度につきましては22名の参加がございました。昨年と比べて7名ほど減っております。当初の予算では、昨年と同等ということで予算を計上したんですが、結果22人、要件に18歳以上75歳未満という要件がございまして、75歳到達した方とか新たに参加する方がいなかったということで減ったと見込んでおります。以上により減額となりました。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） 分かりました。

今、建設課長から説明あった村道清掃報酬費のほうなんですけれども、年々というか、始めたときから比べればとんでもなく減ってきているのかなと思っております。仕事をする人も、また、道路もまたきれいになって大変いい事業だとは思いますが、これから先も減っていくような感じがします、私は。

この対策というか、もう少し広げてというか、もっと時間長くするのとか、賃金高くするとか、あとは年齢の幅を広げるのとかというのは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（横道一男君） 建設課長。

○建設課長（高見憲一君） そうですね、当初、生活支援の事業が始まったのが平成27年なんですけど、27年度は61名の方が参加されております。5年度は22人ですので、まず3分の1程度に減っているということなんですけれども、年齢要件とか、あと新たに参加者がいないということを考えれば、年齢の幅であるとか、賃金も一応、最低賃金と比べてというんでしょうか、同等ということで設定はしているんですけども、そこも検討事項として今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 滝沢議員。

○6番（滝沢 仁君） 分かりました。

だけれども、村長も同じ考えでいいのかな。ここ、だって、やっぱり方向を決めるの、課長じゃない、トップが決めなければならないのかと思いますので、村長、答弁お願いします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（櫻井雅洋君） 今の質問なんですけど、確かに、高齢化が進んで、なかなか応募してく

れる方が少なくなっているという実情なんです、ただ、やはりそれに伴って、すごく喜んでくださる労働者もいるということから、簡単になくすことはできないだろうなど。ただ、状況を見ながら判断していかなければならないなど。先ほど言いましたように、年齢幅を高くするとか、また、賃金を上げるとか、そういうこともこれから検討していかなければならないものだなど思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） いいですか。

あとありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第11、議案第12号 令和5年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）



○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第12、議案第13号 令和5年度新郷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第13、議案第14号 令和5年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第14、議案第15号 令和5年度新郷村国民健康保険診療所特別会計補正予算(第3号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第15号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第15、議案第16号 令和5年度新郷村簡易水道特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第16号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第16、議案第17号 令和5年度新郷村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第4号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第17号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第17、議案第18号 令和5年度新郷村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第18号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第19号から議案第25号までの委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第18、議案第19号から議案第25号までの7件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

委員長、福山恵一郎君。

○予算特別委員長（福山恵一郎君） それでは、審査の結果について申し上げます。

この予算特別委員会は全員をもって構成されていますので、審査内容についてはご承知のとおりであります。

委員会審査報告書については、お手元に配付のとおりであります。

令和6年度新郷村一般会計予算案及び各特別会計予算案、簡易水道事業会計予算案、下水道事業会計予算案、全て原案可決であります。

以上、報告申し上げます。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号から議案第25号までの7件に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号から議案第25号までの7件は委員長報告のとおり決定されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第19、議案第26号 発議第1号 新郷村議会議員の請負の状況の公表に関する条例案についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。

才神幸男君。

○3番（才神幸男君） それでは、議案第26号 発議第1号 新郷村議会議員の請負の状況の公表に関する条例案について。

この議案を地方自治法第102条及び会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和6年3月8日。

提出者、新郷村議会議員、才神幸男。

賛成者、新郷村議会議員、福山恵一郎。同じく、稲葉嘉浩。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負の状況を公表することなどにより請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行適正を図ることを目的とするため、提出するものであります。

以上、議員皆様、ご承認のほどよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

（「議長、動議。休憩」の声あり）

○議長（横道一男君） 動議。

（「いや、これをちょっと止めてもらいたいんですけれども。すみません」の声あり）

○議長（横道一男君） 今、休憩取ります。

（午前10時39分）

---

○議長（横道一男君） じゃ、休憩を解いて。

（午前10時42分）

---

○議長（横道一男君） 先ほどの才神議員の報告のあれなんだけれども、もう一回、訂正かたがた、もう一回これを読み直してもらいたい。このところだけでもいいし、右のところからでもいいし。

才神議員。

○3番（才神幸男君） それでは、先ほどの発議第1号について、訂正部分を再読することを許可お願ひします。

○議長（横道一男君） 許可します。

○3番（才神幸男君） 訂正部分の行だけ読み上げます。

この議案を地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出いたします。

この案でお願いします。

○議長（横道一男君） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（横道一男君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第26号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり決定しました。

---

#### ◎議員派遣の件について

○議長（横道一男君） 日程第20、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、会議規則第120条の規定により、お手元に配付しました別紙のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定されました。

---

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第21、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木建設及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

（午前10時45分）

---

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（櫻井雅洋君） 議長のお許しを得ましたので、閉会に当たってのお礼のご挨拶を申し上げます。

1日から始まった令和6年第1回新郷村議会定例会にご提案申し上げました全ての議案、ご承認いただきまして、誠にありがとうございました。特に人事案件については、全会一致でのご承認、重ねて御礼申し上げます。

本定例会は、新年度予算が主な議案でありましたが、特に物価や光熱水費高騰、最低賃金引上げによる会計年度任用職員の給料改定、システム構築や保守費用などの義務的経費の増額が財政を圧迫しております。村の生命線である地方交付税はほぼ同額と見込んでおりますが、財源不足は依然として改善することは難しい。その中でも村の発展を目指し、事業を精査しながら取り組んでいかなければなりません。有利な補助事業や財源を確保しながら、職員共々検討を重ね、停滞することなく邁進していきたいと考えております。



令和6年が新郷村にとって飛躍の年となるよう、本定例会において議員皆様からいただいたご意見やご要望等を研さんし、また、先般の常会長会議の要望のあった事項を村政に反映されるよう努めてまいりたいと思っております。

まだまだ春が遠いような気がしております。また、これから農繁期を迎え忙しくなると思います。最近の気候の変化に対応しながら、コロナやインフルエンザ対策に心がけ、議員の皆様には健康、体調に十分留意され、さらなるご活躍とご繁栄をお祈り申し上げまして、挨拶いたします。

本日は誠にありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和6年第1回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時48分）

## 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

議案番号	件名	審査の結果
議案第19号	令和6年度新郷村一般会計予算案について	原案可決
議案第20号	令和6年度新郷村国民健康保険特別会計予算案について	〃
議案第21号	令和6年度新郷村後期高齢者医療特別会計予算案について	〃
議案第22号	令和6年度新郷村介護保険特別会計予算案について	〃
議案第23号	令和6年度新郷村国民健康保険診療所特別会計予算案について	〃
議案第24号	令和6年度新郷村簡易水道事業会計予算案について	〃
議案第25号	令和6年度新郷村下水道事業会計予算案について	〃

令和6年3月8日

予算特別委員長 福山 恵一郎

新郷村議会議長 横道 一男 殿

## 議員派遣の件

令和6年3月8日

本議会は、地方自治法第100条第13項及び新郷村会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

### 1 五戸地区議会議員協議会役員会

- (1) 目的 定時総会及び研修会開催の協議のため
- (2) 派遣場所 五戸町
- (3) 期間 令和6年3月下旬予定
- (4) 派遣議員 副議長及び総務常任委員長

### 2 五戸地区議会議員協議会総会及び研修会

- (1) 目的 広域行政における町村自治の振興発展を図るため
- (2) 派遣場所 五戸町
- (3) 期間 令和6年4月下旬予定
- (4) 派遣議員 議員全員

### 3 全国議長・副議長研修会

- (1) 目的 全国町村議会議長会主催による議会に関する研修会
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和6年5月21日(火)
- (4) 派遣議員 副議長

### 4 町村議会広報研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による広報研修会
- (2) 派遣場所 青森市
- (3) 期間 令和6年5月29日(水)
- (4) 派遣議員 滝沢 仁議員、才神幸男議員、永野範英議員、稲葉嘉浩議員

### 5 県下町村議会議員研修会

- (1) 目的 青森県町村議会議長会主催による議会に関する研修会

- (2) 派遣場所 青森市
  - (3) 期 間 令和6年7月17日(水)
  - (4) 派遣議員 議員全員
- 6 新人議員研修会
- (1) 目 的 青森県町村議会議長会主催による新人議員研修会
  - (2) 派遣場所 青森市
  - (3) 期 間 令和6年8月22日(木)
  - (4) 派遣議員 新人議員
- 7 正副議長・各種常任委員長・議会運営委員長・事務局長研修会
- (1) 目 的 議会の制度運営等に関する研修会
  - (2) 派遣場所 青森市
  - (3) 期 間 令和6年10月24日(木)
  - (4) 派遣議員 副議長・各常任委員長・議会運営委員長
- 8 三戸郡町村議会議員研修会
- (1) 目 的 三戸郡町村議会議長会主催による研修会
  - (2) 派遣場所 三戸郡町村議会議長会で決定した場所
  - (3) 期 間 令和6年10月下旬予定
  - (4) 派遣議員 議員全員
- 9 五戸地区議会議員協議会調査研修会
- (1) 目 的 五戸地区議会議員協議会主催による調査研修会
  - (2) 派遣場所 五戸地区議会議員協議会で決定した場所
  - (3) 期 間 五戸地区議会議員協議会で決定した年月日
  - (4) 派遣議員 議員全員
- 10 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟研修会
- (1) 目 的 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟主催による研修会

- (2) 派遣場所 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した場所
- (3) 期 間 八戸圏域連携中枢都市圏形成促進議員連盟で決定した年月日
- (4) 派遣議員 議員全員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 6月 5日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 永野 範英

署 名 議 員 稲葉 嘉浩